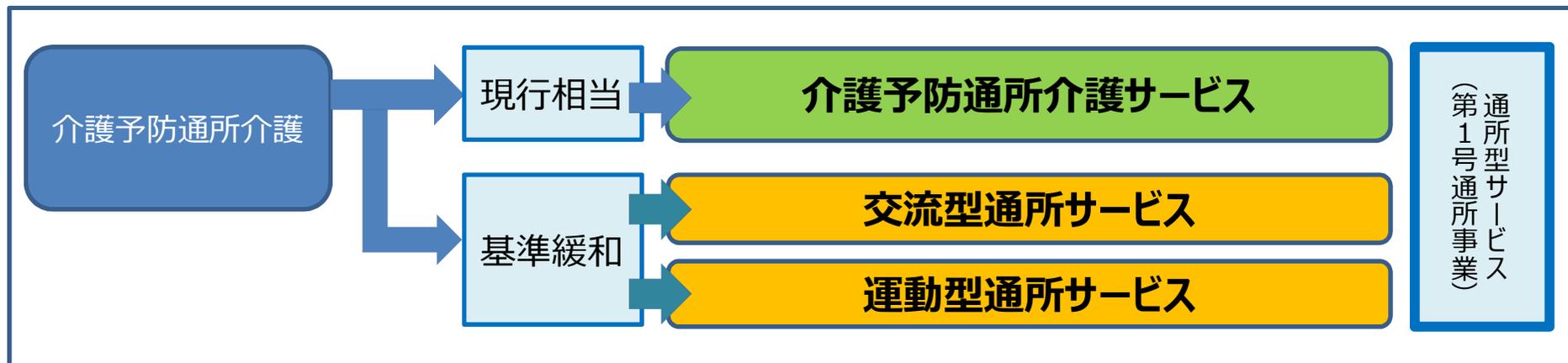


(2) 第1号訪問事業の指定基準 に関する留意事項について

さいたま市保健福祉局福祉部
介護保険課 事業者係
平成29年3月23日

サービス基準について

①さいたま市の訪問型・通所型サービス（平成29年4月～）



「現行相当」・「基準緩和」のサービス指定基準は、市が要綱により定めます。

- 現行相当は、現在の介護予防サービスの基準と同様の基準です。
- 基準緩和は、人員などの基準を一部緩和したものです。

サービス基準について

②家事支援型訪問サービスの内容

基準緩和サービス「家事支援型訪問サービス」の内容は、現行の介護予防訪問介護における「生活援助」のみを提供するもの。

提供時間：概ね45分程度 ※利用者の状況に合わせて提供時間は前後します。
一律45分とするものではありません。

【参考】現行の介護予防訪問介護における「生活援助」 老計第10号 平成12年3月17日付通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」抜粋

2 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるといえることができる。）

※ 次のような行為は家事援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- (1) 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- (2) 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。

- 1 健康チェック 利用者の安否確認、顔色等のチェック
- 2 環境整備 換気、室温・日あたりの調整等
- 3 相談援助、情報収集・提供
- 4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

○居室内やトイレ、卓上等の清掃 ○ゴミ出し ○準備・後片づけ

2-2 洗濯

○洗濯機または手洗いによる洗濯 ○洗濯物の乾燥（物干し） ○洗濯物の取り入れと収納 ○アイロンがけ

2-3 ベッドメイク

○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

○衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等） ○被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配下膳

○配膳、後片づけのみ ○一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

○日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む） ○薬の受け取り

サービス基準について

③訪問型サービス基準（現行相当・緩和基準）について

現行相当	介護予防訪問介護サービス
サービス内容	身体介護、生活援助（老計第10号通知の範囲内）
人員基準	管理者 常勤・専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。 ※サービス提供責任者の兼務可。
	従事者 常勤換算方法で2.5以上（サービス提供責任者を含む） 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.介護職員初任者研修修了者、旧訪問介護員養成研修（1,2級課程）修了者 4.看護師及び准看護師
	サービス提供責任者 利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上（原則として、常勤・専従） 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.旧訪問介護員養成研修（1級課程）修了者 4.介護職員初任者研修等修了者、旧訪問介護員養成研修（2級課程）修了者で実務経験3年以上（平成29年度に廃止） 5.看護師及び准看護師（平成29年度に廃止）
設備基準	事務室 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画（利用申込の受付、相談等への対応に適切なスペース）
	相談室 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画（利用申込の受付、相談等への対応に適切なスペース）
	その他 訪問介護の提供に必要な設備等
備品等	訪問介護の提供に必要な備品等

緩和した基準	家事支援型訪問サービス
サービス内容	<u>生活援助</u> （老計第10号通知の範囲内）
人員基準	管理者 専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。 ※サービス提供責任者の兼務可。
	従事者 必要数（サービス提供責任者を含む） 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.介護職員初任者研修等修了者、旧訪問介護員養成研修（1,2級課程）修了者 4.看護師及び准看護師 5.一定の研修受講者（さいたま市実施する研修を受講した方）
	サービス提供責任者 利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上 ※ <u>緩和した基準のサービスを単独で実施する場合、利用者の数が50人またはその端数を増すごとに1人以上</u> 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.旧訪問介護員養成研修（1級課程）修了者 →資格要件は現行相当から平成29年度廃止要件を除いたもの。
設備基準	事務室 相談室 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画（事務室と相談室が同区画でも可だが、遮蔽物の設置等によりプライバシーの確保及び相談の内容等が漏えいしないよう配慮する。）
	その他 サービスの提供に必要な設備等
備品等	サービスの提供に必要な備品等

サービス基準について

④家事支援型訪問サービスの基準について

1. 人員基準

①一定の研修受講者（さいたま市が実施する研修を受講した方）について

→さいたま市が実施する「地域の担い手養成研修」を修了し、雇用する事業所での採用時OJT研修を修了した方を予定しています。

→一定の研修受講者の範囲を、他に旧ヘルパー3級等に広げる予定

②サービス提供責任者の配置要件「※緩和した基準のサービスを**単独で実施する場合**」とは

（1）今の事業所内で人員配置等を完全に区別して実施する場合

（2）別の事業所を新たに立ち上げる場合

※すでに開設している事業所が、サービスを追加する形で家事支援型訪問サービス指定を受け、一体的に運営する場合は除く。

2. 設備基準

①事務室・相談室の取扱い

現在でも事務室区画に相談室としてのスペースの設置を認めている。実際の運用を基準として明確にただけなので、基本的に現行相当と変わりません。

3. 運営基準

①運営基準は現行相当サービスとほぼ同様です。

②個別支援計画の作成やモニタリング等、サービス責任者が行う業務は現行相当と同様です。

サービス基準について（留意事項）

⑤ 一体実施における人員配置の考え方

1. 訪問介護・介護予防訪問介護サービス・家事支援型訪問サービスを**一体的**に行う場合
→それぞれの基準を満たすように配置するか、訪問介護・介護予防訪問介護サービスの基準で配置する。
→訪問介護の基準を満たせばOK
2. 1で訪問介護の基準で配置する場合、**訪問介護員等**は常勤換算方法で2.5以上配置することとなるが、この場合、家事支援型訪問サービスを担当する従事者で、さいたま市が行う一定の研修受講者を配置する際は、「常勤換算2.5」とは別に配置する必要がある。
→一定の研修受講者は、家事支援型訪問サービスのみ従事可、訪問介護・介護予防訪問介護サービスには従事不可。
3. **サービス提供責任者**は、次のどちらかで配置
 - ① 訪問介護・現行相当サービスと、基準緩和サービスのそれぞれの基準に従って配置する。
 - ② 訪問介護・現行相当サービス、基準緩和サービスの利用者の合計数に応じて、サービス提供責任者の員数を算定して、訪問介護の基準で配置する。



- (例) ・ 訪問介護・介護予防訪問介護サービス利用者 50人
・ 家事支援型訪問サービスの利用者 20人

- ①サービスごとのそれぞれの基準で配置する場合
サービス提供責任者（訪問介護・介護予防訪問介護サービス） 2人以上
サービス提供責任者（家事支援型訪問サービス） 1人以上
- ②利用者の合計（70人）に応じてサービス提供責任者を配置→訪問介護の基準による
サービス提供責任者（事業所全体） 2人以上

サービス基準について（留意事項）

⑥基準の解釈について

介護予防訪問介護サービス

介護予防訪問介護サービス＝現行の介護予防訪問介護と指定基準は同じ基準の解釈（具体化）については、
→解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の「第4 介護予防サービス」の該当部分を準用します。

家事支援型訪問サービス

家事支援型訪問サービス＝現行の介護予防訪問介護の基準を一部緩和したものの基準の解釈（具体化）については、
→解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の「第4 介護予防サービス」の該当部分の大部分を準用します。
人員基準等、一部変更になっている部分については、さいたま市より解釈通知を後日発出いたします。

サービス基準について（留意事項）

さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（案）
（抜粋）

（介護従業者等の員数）

第6条 指定家事支援型訪問サービス事業者は、家事支援型訪問サービスを行う事業所（以下「指定家事支援型訪問サービス事業所」という。）ごとに利用者の数に応じて必要数の介護従業者等およびサービス提供責任者を置かなければならない。

2 前項の介護従業者等は、介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は一定の研修修了者として市が認める者でなければならない。

3～7 略

※介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者は現行と同様

人員基準に「一定の研修修了者」を追加 → 一定の研修とは？

一定の研修とは？

＜訪問型サービス基準案について＞

		介護予防訪問介護サービス (現行の介護予防訪問介護に相当)	家事支援型訪問サービス (緩和した基準)
サービス内容		身体介護、生活援助 (老計第10号通知の範囲内)	生活援助 (老計第10号通知の範囲内)
サービス提供者		介護保険指定介護予防訪問介護事業者	介護保険指定介護予防訪問介護事業者のほか、営利・非営利法人（NPO、生活協同組合、社会福祉法人等を想定）
人員基準	管理者	常勤・専従1人	専従1人
	従事者	常勤換算方法で2.5以上（サービス提供責任者を含む） 資格要件：現行と同様	<u>必要数</u> （サービス提供責任者を含む） 資格要件：現行と同様及び、 一定の研修修了者（さいたま市が実施する研修を受講した方）
	サービス提供責任者	利用者1人につき1人以上 資格要件：現行と同様	利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上 ※緩和した基準のサービスを単独で実施する場合、利用者の数が50人またはその端数を増すごとに1人以上 資格要件：現行と同様

「一定の研修」修了者

一定の研修の流れ（案）

地域の担い手養成研修

基本知識と地域

さいたま市の特徴や高齢福祉・介護保険制度等の理解を深め、「地域を識る。気づく。配慮する。」ことが目的。

意識向上と環境整備

地域を理解した方が、地域の向上に向けた働きかけを行う。担い手への意識も。新しいサービスの創出の発想。

- 1日目 ● 介護保険制度の理解
- 認知症その他疾病等の理解
- 2日目 ● 守秘義務・個人情報の取り扱い
- さいたま市の地域資源
- 3日目 ● リスクマネジメント
- コミュニケーション など

修了証

地域の担い手

地域活動の理解

地域活動への参加

ボランティア（有償・無償）など

家事支援型訪問介護サービスの担い手

指定訪問介護事業所との雇用契約

指定訪問介護事業による
OJT研修
(詳細は検討中)

一定の
研修修了

家事支援型訪問サービスの従事者

総合事業を利用できる方【参考】

●さいたま市の総合事業を利用できる方

※ 他市町村の被保険者が、さいたま市の総合事業の利用を希望する場合は、当該利用希望者の保険者（被保険者の属する市町村）にご相談ください。

対象者	介護予防訪問介護サービス 介護予防通所介護サービス (現行相当)	家事支援型訪問サービス 交流型通所サービス 運動型通所サービス (緩和した基準)
さいたま市の被保険者	○ 利用可能	○ 利用可能
さいたま市内の施設の 住所地特例対象者	○ 利用可能	○ 利用可能
さいたま市の被保険者 (他市町村の事業所を利用)	× 利用不可 市外の事業者が、さいたま市の 指定を受ければ○※1	× 利用不可 市外の事業者が、さいたま市の 指定を受ければ○

※1 さいたま市は利用者のサービス継続の観点から、「さいたま市が定めるそれぞれのサービス指定基準」を満たしていれば、他市町村の事業所の指定を行う予定です。

【お問い合わせが多い事項】 事業者指定申請について（再掲）

①みなし指定について

(1) 平成27年3月31日までに開設した事業所

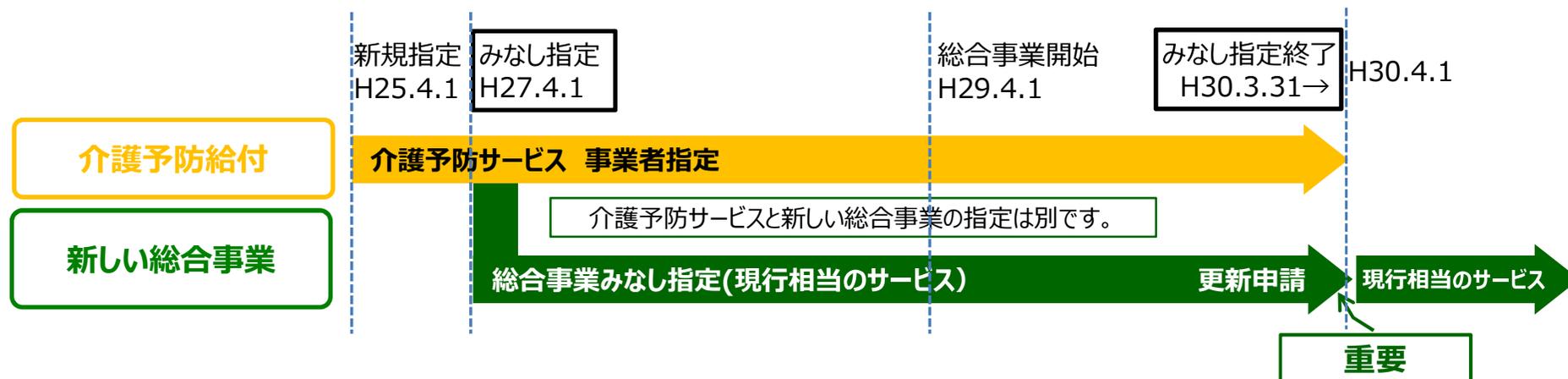
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者は、**平成27年4月1日より平成30年3月31日まで総合事業の事業者指定を受けたものとみなし、指定されています。**

この指定は介護予防訪問介護サービス（現行相当サービス）の提供にのみ係るものです。

そのため、平成29年4月1日の移行に係る手続きは不要です。

平成30年4月以降も引き続き、さいたま市の被保険者に対してサービスを提供する場合には、**さいたま市へ指定の更新申請**が必要となります。

例：平成25年4月1日に開設



(2) 平成27年4月1日以降に開設した事業所

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の新規指定を受けた事業所は、**みなしの指定を受けていません。**

そのため、さいたま市の被保険者に対して平成29年4月より介護予防訪問介護サービス（現行相当サービス）を提供する場合には、さいたま市に介護予防訪問介護サービスの**新規指定の申請**が必要です。

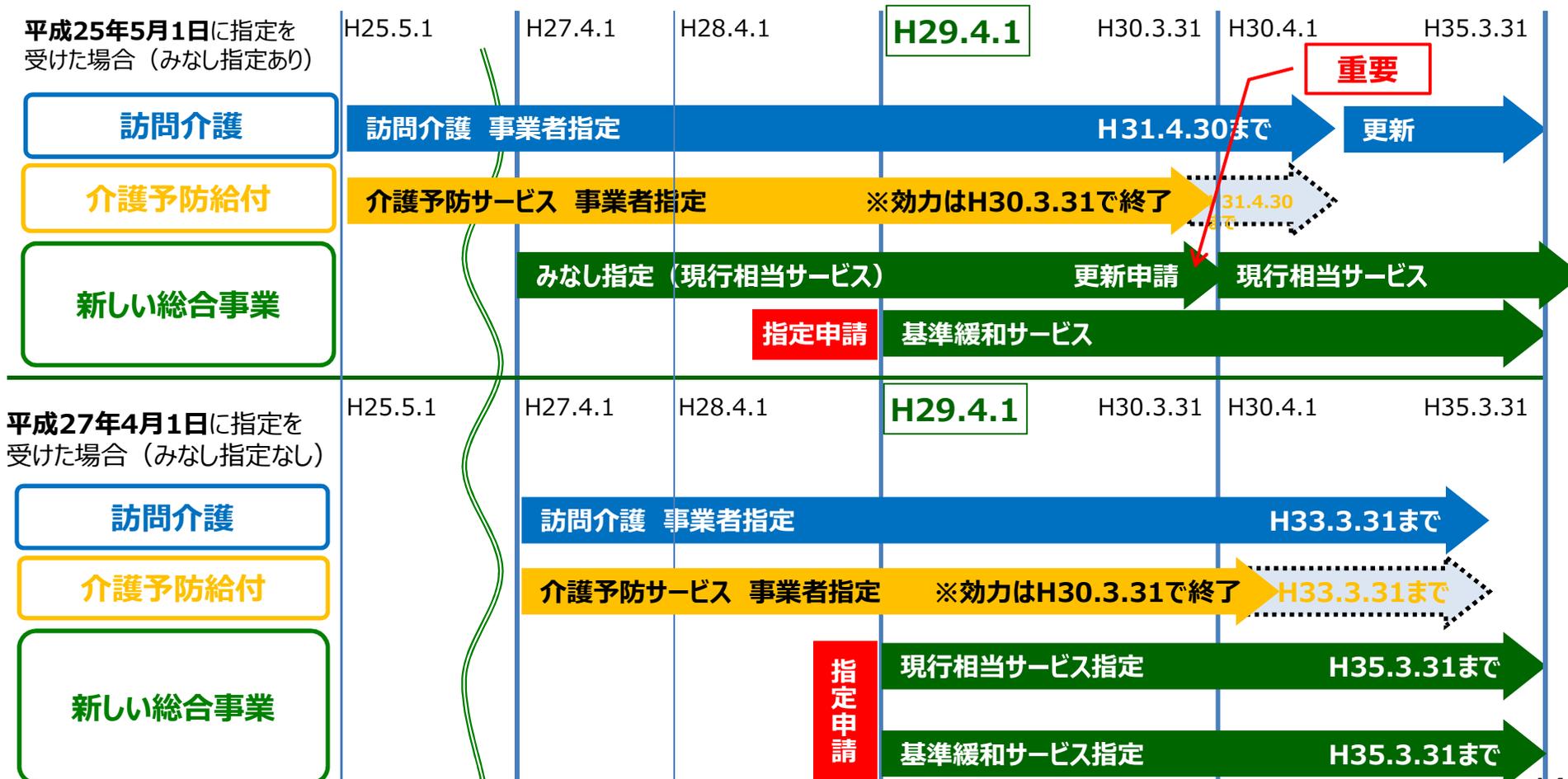
【お問い合わせが多い事項】 事業者指定申請について（再掲）

②指定有効期間の取扱い

※基準緩和サービスの指定を受けた場合、平成29年度は最大4つの指定期間が並行します。

例：平成27年4月1日に（介護予防）訪問介護事業所を開設しており、平成29年4月1日に基準緩和サービスの指定を受けた場合
 訪問介護⇒H27.4.1～H33.3.31、介護予防訪問介護⇒H27.4.1～H30.3.31、現行相当サービス⇒H29.4.1～H35.3.31、
 基準緩和サービス（家事支援型訪問サービス）⇒H29.4.1～H35.3.31、

※総合事業のみなし指定（現行相当サービス）のみ3年間有効で、他の指定は6年間となります。



【お問い合わせが多い事項】 事業者指定申請について（再掲）

③他市町村の利用者がいる場合の手続き

○現行相当サービス（介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービス共通）

（1）みなし指定を受けている事業所

みなし指定は「現行相当サービス」について、「全国の市町村から指定されている」状態であるため、みなし指定有効期間である平成30年3月末まで、特段の手続きなく現行相当サービスの提供は可能。ただし、平成30年4月以降も引き続きサービス提供をする場合は、利用者の属する保険者の指定更新手続きが必要です。

H27.4.1 ⇒ H29.4.1 ⇒ H30.3.31 ⇒ H30.4.1
みなし指定 総合事業開始 ☆指定更新

例 ・川口市の利用者がいる → 川口市に指定更新の申請

（2）みなし指定を受けていない事業所

平成27年4月1日以降に開設している事業所は、みなし指定を受けていないため、総合事業の開始に向けて他市の利用者がいる場合に、利用者の保険者にそれぞれ新規指定申請が必要です。

ただし、他市町村の事業所の指定は、市町村の裁量です。市町村によっては、他市の事業所を指定しない可能性があります。事前に各市町村にお問い合わせ下さい。

○基準緩和サービス（家事支援型訪問サービス、交流型通所サービス・運動型通所サービス共通）

- ・基準緩和サービスにはみなしの指定は適用されません。
- ・市町村によって、サービスの実施状況や緩和した基準は異なります。また、現行相当サービスと同様、他市町村の事業所を指定するかは、市町村裁量となりますので、各市町村の総合事業担当にお問い合わせ下さい。

※さいたま市内の施設の住所地特例対象者は、さいたま市の総合事業(現行相当・基準緩和共通)サービスを利用できます。

【参考】総合事業開始にあたっての留意事項（再掲）

①定款・登記簿謄本について

総合事業の実施にあたり、法人定款の目的欄に、該当のサービスを**追加で位置づける**必要があります。
※介護予防サービスは、平成30年3月31日まで存続しますので、削除をする必要はありません。

平成29年3月末まで
「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」
「介護予防訪問介護事業」
「介護予防通所介護事業」



平成29年4月1日以降 追加
「介護保険法に基づく第1号事業」
「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」

なお、定款変更について、医療法人や社会福祉法人等、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。）

※ 社会福祉法人で第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」が入っている場合には、「老人居宅介護等事業」は第1号訪問事業、「老人デイサービス事業」は第1号通所事業が含まれるため、変更は不要と考えられます。

※ 総合事業実施における定款・登記簿謄本の変更に関しては、**変更届の提出を不要**とします。

②運営規程・契約書・重要事項説明書

現在の利用者との契約等については、「介護予防訪問介護」に関する契約であるため、総合事業の実施にあたり、サービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。

ただし、現行相当サービスを利用する場合、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。

運営規程についても変更を要しますので、作成例について、ホームページに掲載します。※変更届提出は不要

さいたま市ホームページ（辿り方）

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 地域支援事業

> 付表・参考様式（介護予防・日常生活支援総合事業） > （参考）参考：運営規程（訪問型サービス）

事業者指定申請について

- 総合事業の事業者指定申請は、毎月10日期限、翌月1日指定となっています。
- 平成29年2月21日より、**すでに訪問介護事業を実施している事業所が家事支援型訪問サービスの指定申請をする際の提出書類を簡略化しております。**
- 申請期限日（毎月10日）付近は申請が集中するため、各指定を受ける場合、事前に予約をし、窓口にて余裕をもった時期に申請をお願いします。

指定申請予約先 さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課 事業者係
TEL：048-829-1265

- 事業者指定に関する相談も随時受け付けています。
（土・日・祝日を除く8:30～17:15まで） * 12:00～13:00を除く
- 申請書類や指定基準については、さいたま市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について」をご覧ください。
【該当ページへの進み方】
トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 >
地域支援事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について

● 総合事業の訪問型及び通所型の緩和型サービス事業所 開設一覧について

▶ さいたま市WEBサイトにて公開しています

URL:<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/008/p051901.html>

- トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 地域支援事業
> 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について
> 「5. 緩和型サービス事業所開設一覧」

最後に・・・

○基準緩和サービスの指定を受けないことで生じる違い

介護予防ケアマネジメントによるアセスメントの結果、本人の状態が現行相当サービスの利用対象者像に該当しないと判断された場合、事業所として（基準緩和サービスを提供していないので）サービス提供を継続できなくなる（可能性があります）。